

インド向け輸出水産食品の取扱要領

1. 趣旨

本要領は、我が国からインドに輸出される水産食品の証明書（食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しない衛生証明書に限る。）の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 定義

本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インド向け輸出水産食品：我が国からインドに輸出される水産食品（生鮮品（冷蔵及び冷凍）、燻製品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。）
- (2) 登録施設：インド向け輸出水産食品を最終加工（単なる保管を除く。以下同じ。）する施設であって、本要領に基づき登録された施設
- (3) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (5) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (6) 証明書：インド向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者：登録施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (9) 証明書発行機関：登録施設を所管する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の登録手続及び証明書を発行する機関
- (10) 登録検査機関：食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関

3. 証明書発行機関

証明書を発行する機関は、登録施設を所管する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、証明書発行機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局において発行を行うこととする。

4. 証明書発行機関等の登録手続

- (1) 都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、平成 30 年 6 月 12 日付け薬生食監発 0612 第 1 号「インド向け輸出水産食品に係る取扱いについて（証明書発行機関の登録手続）」（以下「登録手続通知」という。）に定めるところにより、証明書発行機関名（日本語及び英語）、所在地（日本語及び英語）及び印章並びに署名者の氏名、肩書（英語）及び署名（以下「証明書発行機関名等」をいう。）を、食品監視安全課長宛てに申請をすること。なお、印章については、各証明書発行機関につき 1 つとする。

- (2) 食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、インド側に当該証明書発行機関名等を連絡する。
- (3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を厚生労働省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証明書発行機関等の登録手続の完了とする。
- (4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、登録手続通知に示す様式により、食品監視安全課長に登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2) 及び (3) に準じて手続を行う。

5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の登録

(1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の登録手続

インド向け輸出水産食品の登録施設として登録を受けようとする者は、別紙様式1により、証明書発行機関に登録の申請を行う。

登録申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、(2)ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2)ウ.については食品衛生監視票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が登録番号を付して、食品監視安全課に別紙様式2により登録を依頼する。

なお、「登録番号」は、上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例:北海道0100)、7桁目以降に当該施設の番号を001から付すこと(例:北海道IN0100001、那覇市保健所IN4731001)。

(2) 登録の要件

登録の要件は次のアからウまでのいずれかに該当すること。ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、ウの要件についても満たすこと。

ア. 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。

イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。

ウ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上)であること。

(3) 施設の登録及び公表の手続

登録の依頼を受けた食品監視安全課は、速やかに厚生労働省のホームページ上で登録番号、登録施設名及び所在地を公表するとともに、公表した旨を証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に連絡する。証明書発行機関は施設登録申請者にその旨を連絡する。

なお、当該公表をもって、当該施設が登録されたものとする。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請、公表の手続

施設登録者は、登録事項を変更しようとする場合は、変更された登録事項が明らかとなる書類を添付し、別紙様式3により、証明書発行機関宛てに変更の申請を行う。証明書発行機関は、当該変更の申請が登録要件を満たすことを確認した後、別紙様式2により食品監視安全課に登録事項の変更の依頼を行う。

施設登録者は、登録施設を廃止する場合は、別紙様式4により、証明書発行機関に登録

施設の廃止の届出を行う。証明書発行機関は、廃止の届出があったときは、別紙様式2により食品監視安全課に依頼を行う。

登録施設の変更及び廃止の公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

(5) 登録施設の監視

都道府県等衛生部局は、管轄区域内の登録施設に営業の許可が取消しされるなどの問題が認められた場合には、証明書発行機関の場合は食品監視安全課に、証明書を発行しない都道府県等衛生部局の場合は地方厚生局を通じて食品監視安全課に連絡する。

(6) 登録の取消し等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(5)、6(5)又は7(1)の結果、登録施設が(2)の要件に適合しないと判断した場合は、登録施設に対して次のいずれかの措置を探ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行停止

ウ. 登録の取消し

登録の取消しの公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

6. 証明書の発行

(1) 証明書の発行申請

輸出者は、インド向け輸出水産食品の輸出を行おうとするときは、その都度別紙様式5-1(日本語及び英語)及び別紙様式6(IからIIIまでに英語で記入)に以下のアからキまでの書類を添付して、誓約事項を了承の上、登録施設を所管する証明書発行機関に証明書の発行の申請を行う(ウ.を申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。)。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)による申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。

証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を添付する。

ア. インボイスの写し

イ. パッキング・リストの写し

ウ. 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し

エ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、登録施設において一定程度の衛生管理が実施されていることが確認できる書類(食品衛生監視票等)の写し(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。)。

※ 同一の輸出者が同一の登録施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式5-1への記載により添付を省略することができる。

オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途通知に定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験

成績書の写し

※ 同一の登録施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当該試験成績書の添付を省略することができる。

カ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し

キ. その他証明書発行機関が必要と認める書類

※ コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であるが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式5-2により届け出ること。

(2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行する。

なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

ア. 関税法（昭和29年法律第61号）第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。

イ. 別紙様式5-1（1. 製品の詳細）と添付書類の内容が合致していること。

ウ. 5(2)のア～ウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。

エ. 登録検査機関の試験成績書の結果が、6(1)才に基づく検査基準を満たしていること。

(3) 証明書の発行手続

証明書発行機関は、以下の点に留意しつつ、別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、担当者が署名し、印章を押印した後に、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し及び別紙様式5-1及び別紙様式5-2を3年間保存する。

ア. 証明書の必要事項は英語で記載すること。

イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。

・都道府県等衛生部局の発行番号：

上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号（符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例：北海道0100）、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）、10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道IN0100-180001、那覇市保健所IN4731-180001）

・地方厚生局の発行番号：

上2桁はIN、次の4桁は北海道厚生局は9991、東北厚生局は9992、関東信越厚生局は9993、東海北陸厚生局は9994、近畿厚生局は9995、中国四国厚生局は9996、九州厚生局は9997、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁（年度）10桁目以降に0001から番号を付すこと。（例：北海道厚生局IN9991-180001）

ウ. 「Inspection body」、「Phone」、「Facsimile」及び「E-mail」には、4において登録した事項を記載すること。

エ. 「Place」には、証明書発行機関が所在する都道府県名を記載、「Date」には証明書発行日を、「Signature of official inspector」には担当者の署名を、「Name and qualification in capital」には担当者の氏名及び肩書を記載し、「Stamp」には証明書発行機関の印章を押印すること。

なお、本要領において、「IV. Attestation」の4)及び5)、「The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.」の記載は、証明事項ではない。後者は関係事業者がインドの食品安全に係る関係規定を遵守すべきという主旨の一般的な記載である。

(4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式7の取消願を提出すること。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、証明書発行機関に速やかに取消願を提出するとともに証明書を返却すること。なお、証明書の返却が確認されるまでの間、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(5) 違反した輸出水産食品等に対する対応

インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生した場合、食品監視安全課は、証明書発行機関を通じて、輸出者及び登録施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと食品監視安全課が判断した場合にあっては、食品監視安全課の指示により、検査の強化等を解除する。

(6) 証明書の発行停止等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(1)、(4)又は(5)の内容が適正に実施されていないと判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、厚生労働省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、食品監視安全課が別途定める様式により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

7. その他

(1) 登録施設に対する調査

食品監視安全課は、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(2) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、インドの食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。